## 休眠組合の整理に係る都道府県等の事務について

平成8年11月1日 8企庁第1452号 通商産業局長・都道府県知事あて 中小企業庁指導部長

中小企業等協同組合法第106条第2項、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項及び同法第69条第3項の規定に基づく休眠組合の整理については、昭和59年3月21日付け59企庁第257号通達により3年に1回実施しているところであります。

この度、前回(平成5年10月1日を基準日として実施)の実施から3年が経過することに伴い、平成8年10月1日を基準日として休眠組合の整理を行うことといたしますが、行政手続法の施行により弁明の機会の供与に代えて聴聞手続が必要となったため、別紙「休眠組合の整理の手順について」を定め、これに基づき整理を行うことといたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、「休眠組合の整理に係る都道府県(通商産業局)の事務について」(昭和59年3月 21日付け59企庁第257号)は廃止します。

## 休眠組合整理の手順について

- 1 解散命令対象組合の選定について
  - (1) 休眠組合整理の手続きは、それぞれの組合の所管行政庁が行うものとする。

所管行政庁は、原則として設立認可行政庁とするが、設立認可行政庁が不明であり、かつ地域、業種からみても所管行政庁が必ずしも明確でない場合については、関係行政庁で話し合い所管行政庁を決めるものとする。(共管の場合も同様とする。)

- (2) 解散命令対象組合(以下「対象組合」という。)は、所管行政庁のそれぞれの組合台帳の中から基準日(平成8年10月1日とする。)により溯って3年間に、所管行政庁に対する届出・許認可の申請等が一度もなされていない組合とする。
- (3) 選定した組合については、原則として、全国中小企業団体中央会、各都道府県中小企業団体中央会及び商工組合中央金庫が把握している組合名簿等により「活動の有無」をチェックし、その結果「活動が有」と認められる組合については、「対象組合」から除き、決算関係書類等の提出につき指導するものとする。(なお、指導の結果においても、決算関係書類等の提出がない組合については「対象組合」として取り扱うこととする。)
- 2 解散命令等の手続きについて

「対象組合」を選定したのち、具体的には、次のように手続きを進めるものとする。 (別添フロー図参照)

- (1) 「対象組合」に対して、「解散の命令のための確認の通知」を行う。
  - この場合、通知書の様式は、別紙1のとおりである。

また、通知書は、後日の証明となりうるよう配達証明郵便を用いること。

- (2) 通知に対して、関係書類を添えて応答があった場合には、所管行政庁において、今後の取扱について「書類審査」を行う。
  - この場合、活動が認められるか否かの判断の基準としては、次のようなものが考えられる。
  - ① 決算関係書類が3年分提出されること。(なお、提出される書類の事業計画と事業報告、収支予算と収支決算とのつながりが明らかとされていること。また、同書類を承認した総会の議事録、役員名簿、組合員名簿及び定款が添付されていること。)
  - ② 上記の書類を作成していない組合については、領収書等、活動状況を示す書類が提出

されること。

- (3) 書類審査の結果、活動が認められた組合については、以下、法令に基づく届出、登記等 を励行するよう十分事後指導を行うこととする。
- (4) 書類審査を行った結果「活動が認められない組合」については、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく聴聞を行うこととする。「聴聞に関する通知」は、別紙2の様式とする。なお、各行政庁において、聴聞に関する別の定めがある場合は、それに従うこと。
- (5) 「聴聞に関する通知」が返戻された場合は、宛名が間違っていないかを確かめ、間違っていたら再度正しい宛名の所に発送する。また、代表理事の自宅の住所が明らかな場合には、当該代表理事あてに発送する。(必要に応じ代表理事以外の役員あてに改めて通知することも考慮する。)
- (6) (5)によってもなお、返戻された場合は、行政手続法第15条第3項の規定に基づき、 同項に掲げる事項を所管行政庁の事務所の掲示場に掲示すること。この場合、掲示を始め た日から2週間を経過したときに、「聴聞に関する通知」は組合に到達したものとみなす。 掲示の様式は別紙3とする。
- (7) 聴聞によって組合の活動が休止している理由が正当であるか否かを判断する。この場合、正当な理由か否かの判断の基準は、次のようなものが考えられる。
  - ① 天災等により、その事業を行うことが不可能であった場合
  - ② 産業構造の急激な変化等により事業の変更を準備中の場合
  - ③ 親企業が倒産することにより、下請業者が取引先の変更を余儀なくされ、組合として も、従来親企業との関連で行っていた事業内容を変更せざるを得なくなり、その準備に 時間を要しているような場合
  - ④ 市街地再開発事業等のため、当該事業が終了するまで、商店街、共同店舗等の組合員 が別々の仮店舗で営業していること等により、組合活動を行うことが不可能な場合
  - ⑤ 組合の意思にかかわらず、行政庁等の処分により事業遂行が行えないような場合 なお、組合の活動が休止していることにつき、正当な理由があると判断された組合に ついては、組合活動を行うことを妨げている要因が解消され次第、可及的速やかに活動 を行うとともに、法令に基づく所要の届出・登記等を励行するよう指導するものとする。
- (8) 「活動が認められない組合」のうち、正当な理由があると判断されたもの以外の組合については、再建が可能かどうかを判断する。

この場合、再建が可能か否かの判断の基準は、次のようなものが考えられる。

- ① 組合の再建を中核となって推進する者が存在するのか。
- ② 組合員は、組合活動の再建を希望しているのか。
- ③ 組合の活動を再開するに当たって、財政的裏付けが得られる見通しがあるのか。
- (9) 上記の基準により、再建が可能と判断される場合は、今後の組合としての対処方針を 確認するとともに原則として、以下の手順をとらせることにより当該組合の継続を指導す るものとする。
  - ① 臨時総会の開催により新たに役員を選出する。(なお、役員がおり、その任期がある場合は、この限りではない。)
  - ② 新たに選出された役員は、中小企業団体中央会の協力を得て、再建策(例えば、2年分の事業計画と収支予算等)を作成する。
  - ③ この再建策について、再度臨時総会を開催し、その議決を得た後、行政庁に提出する。
- (10) 再建が不可能と判断される場合は、自主解散を指導するか又は解散命令を発するための手続を行う。なお、行政手続法第23条に該当する場合は解散命令を発する。解散命令のための様式は、別紙4のとおりである。また、命令書は、後日の証明となりうるよう、配達証明郵便を用いること。
- (11)関係書類の提出なしの判断については、「解散の命令のための確認の通知」に記載されている資料の提出期限が到来したときとし、それまでに応答がない場合は、活動がないものと判断し、聴聞の手続きを採った後、同様の手続を行う。
- (12)「解散の命令のための確認の通知」の返戻について

「解散の命令のための確認の通知」が返戻された場合は、宛名が間違っていないかを確かめ、間違っていたら再度正しい宛名の所に発送する。また、代表理事の自宅の住所が明らかな場合には、当該代表理事あてに発送(必要に応じ代表理事以外の役員あてに改めて通知することも考慮する。)し、それでもなお返戻された場合は、(6)の手続きを採った後、聴聞を行う。

(13)「解散命令書」の返戻について

「解散命令書」が返戻された場合についても、宛名が間違っていないかを確かめ、間違っていたら再度正しい宛名の所に発送する。また、代表理事の自宅の住所が明らかな場合には、当該代表理事あてに発送する。(必要に応じ代表理事以外の役員あてに改めて通知することも考慮する。)

## (14)公示送達について

(13)によってもなお、組合への通知が返戻された場合は、解散命令を「官報公告」によ

って行うこととなる。官報公告の様式は別紙5のとおりである。

官報に掲載されると20日後には効力を発し、当該組合は、解散したものとみなされる。 その解散の登記は、認可行政庁の嘱託により、登記官が行うことになる。解散登記嘱託書 の様式は、別紙6のとおりである。

官報への掲載は、原則、次のように行う。

- ① 本 省 認 可 組 合…各省がそれぞれ自省分を一括して掲載する。
- ② 各省地方支分部局認可組合…本省分とまとめて各省が掲載する。
- ③ 都道府県認可組合…各都道府県がそれぞれ自らの所管を一括して掲載する。

## 3 実施時期

平成9年2月末までに所要の手順を終え、3月初旬には、解散命令(官報掲載分を含む。) を発することを目途とする。

なお、今後は、3年に1回、10月1日を基準日として、同様の措置を実施するものとする。